

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1 時 1 5 分 令和 8 年 5 月 1 3 日 (水) 至 午後 2 時 5 0 分	
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公 安 委 員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第 1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 歩行者保護を目的とした交通安全活動強化期間の実施

交通部長から、

5 月は、児童や生徒が学校生活に慣れ、行動範囲が広がることなどから、交通事故の当事者となることが懸念されるほか、昨年、J A F が公表した信号機のない横断歩道における車両の停止状況全国調査では、本県は全国最下位であったことから、強化期間を設定の上、児童を始めとした歩行者の交通事故防止に向けた重点的な取組を実施するもの。

(1) 実施期間

令和 8 年 5 月 1 8 日 (月) から 5 月 2 2 日 (金) までの 5 日間

(2) 推進事項

- 運転者、歩行者双方に対する交通安全教育の推進
- 広報啓発活動の推進
- 「横断歩道ハンドサイン運動」の推進
- 交通指導取締りの推進

(3) 期間中の取組 (予定)

- 交通安全キャンペーン、交通安全教室等の開催
- マスメディアや SNS 等あらゆる広報媒体を活用した情報発信
- 「モデル横断歩道」における横断歩行者に対する保護誘導活動等
- 自転車利用者に対し交通ルールの浸透等
- 歩行者保護に資する交通指導取締り

(4) 交通事故の発生状況 (過去 5 年累計：令和 3 ～ 7 年)

ア 小・中学生の歩行中被害の交通事故発生状況の月別推移

5 月が 2 2 人と最多

イ 状況別

横断歩道横断中が全体の 5 7 %

(5) 今後の方針

今後も各種交通安全講習や交通広報等を展開し、県民の横断歩道における歩

行者優先意識の向上や自転車の安全利用に関する交通ルールの周知を図る取組を推進していく

旨の説明があった。

今村委員から、「歩行者保護は、交通安全対策における原理原則であり、最も弱い立場にある歩行者を守るという考え方は重要である。一方で、歩行者とは少し異なるが、自転車利用者の交通マナーについても気になるところである。自動車運転時には十分注意しているものの、自転車の動きは予測が難しく、横断歩道付近で急に進路変更して横断する場面も見受けられることから、自転車に対する安全対策や指導啓発についても、更なる工夫が必要である。」旨の発言があった。

弘永委員から、「横断歩道横断中の交通事故が全体の５７％を占めているとの説明を受け、以前、前本部長から「信号機のない横断歩道の手前にはダイヤモンドが設置されている」と教わったことを思い出した。免許取得時に学んだ内容ではあるが、改めてその意味を意識するようになり、以来運転中に確認している。その中で、ダイヤモンドが見当たらない箇所について前本部長に話したところ、実際には表示が薄くなっているとのことであった。他県では、郊外においても明確に表示されている例を見かけたが、本県では横断歩道だけでなくダイヤモンドについても薄くなっている箇所があるように感じる。予算を伴うものであるため一概には言えないが、またダイヤモンドの意味自体を県民が十分認識していない可能性もあり、ダイヤモンドと事故との直接的な関係は分からないものの、事故の原因の一つになりうることから、引き続き対策をお願いしたい。」旨の発言があり、本部長から、「事故現場の視察の際、ダイヤモンドだけでなく追い越し禁止の表示が消えてしまっているのを見た。本来あって然るべき規制線が消えているケースが多々ある。限られた予算の中で、どこを重点的に措置していくべきか検討していなかねばならない。」旨の発言があった。

野村委員長から、「資料のグラフを見て、横断歩道横断中の交通事故がこれほど多いのかと感じた。信号無視による横断がどの程度含まれているかは分からないが、ドライバーが横断歩道は歩行者のための聖域である、サンクチュアリであるという認識を徹底すれば、事故は防げるはずである。ドライバーの立場から見ても、横断歩道横断中の事故が５７％を占めているということは、非常に恥ずかしいことであると感じる。また、山口県は横断歩道における車両の停止状況調査で全国最下位であったと承知している。全国最下位を返上できるよう、引き続き取組みをお願いしたい。」旨の発言があった。

2 ゴールデンウィーク期間中の大規模イベントにおける警察活動

警備部長から、

ゴールデンウィーク期間中、３警察署管内において雑踏警備等の警察活動を実施した。事前訓練のほか、主催者等と連携した雑踏・テロ対策を実施した結果、特異事案の発生はなかった。

(1) 雑踏警備（主要対象行事）

- 岩国警察署、錦帯橋まつり（４月２９日）
主催者発表の人出は、１０，０００人
- 岩国警察署、フレンドシップデー（５月３日）
主催者発表の人出は、４５，０００人
- 宇部警察署、新川市まつり（５月５日）
主催者発表の人出は、３７，０００人
- 下関警察署、しものせき海峡まつり（５月３日）

主催者発表の人数は、30,000人

(2) 実施状況（各種対策）

- ア SNS等を活用した効果的な事前広報
- イ 機動隊等の運用による雑踏・テロ対策を通じた警察署警備体制の支援
- ウ 指揮官車を活用した高所からの警備広報
- エ 各種警察活動を通じたLO等関連情報の把握と対策

(3) 特徴点

- 今後の雑踏警備に備え、管区機動隊員に対する警備広報訓練を実施
- テロ対策等必要な対策は実施しつつ、主催者に対する開催方法の見直しや自主警備の強化に関する働き掛けにより、警備体制を合理化

(4) 今後の方針

- 実施状況を個別に検証し、今後の実施計画に反映
- 主催者等と緊密に連携し、雑踏事故等を未然防止
- 継続した教養・訓練の実施による技能向上

旨の説明があった。

今村委員から、「大規模イベントにおける警備は、いつ何時発生するか分からない事案や想定外の事態を未然に防止するものであり、非常に緊張感のある業務であると感じる。ローンオフエンダー対策について、全国的な情報共有はどのように行われているのか。」旨の発言があり、警備部長から、「ローンオフエンダーの問題は全国的に注目されている事案である。発見した場合は、該当の県に連絡するほか、街頭活動中に様子がおかしい人物を発見した際には、照会を行うことで判明するなど全国的な情報共有が行われている。」旨の説明があった。さらに、「DJポリスのような警備広報は、非常に警察らしく、警察の真骨頂とも言える取組であると感じる。親しみや安心感が得られる点でも、大変良い取組である。警備という固いイメージがある中で、警備広報を通じて、警察は様々な形で県民を守っているということが伝わり、警察への理解にもつながると思う。日ごろから訓練を重ねているとのことであるが、今後も継続して取り組んでいただきたい。」旨の発言があり、警備部長から、「しゃべり慣れないと人から注目されながらの広報はできない。訓練を通じて、機会を捉えて繰り返し取り組んでいきたい。」旨の回答があった。

弘永委員から、「特徴の二つ目として説明のあった、主催者との事前打ち合わせを行い、主催者等と連携した対策を図るという取組は重要であると感じた。主催者側としては、警備面を含めイベントの成功を目指しているものの、実際には業者任せになっている部分もあると思われる。そのような中で、警察という専門的な立場から助言を受けることは大変ありがたく、なるほどと気づかされる点も多く、円滑な運営にもつながるのではないかと感じる。事前に十分な打ち合わせを行い、それを積み重ねていくことが、安心・安全なイベント開催につながると思うので、今後も継続して取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「現在の世界情勢の中で、フレンドシップデーが開催されたことについて、県民や来場者の安全確保は警察にとって至上命題であると感じている。そのような中、大きな混乱がなく安全に開催されたことは、大変良かったと思う。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者3名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における陳述内容について説明を受けて審議のうえ、量定どおり処分を決定した。

そのほか意見の聴取等欠席者2名の処分を決定し、2名を再呼び出しとした。

(2) 苦情の申出の受理（2件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出について要旨の説明を受け、それぞれ決裁した。

(3) 山口県道路交通規則の一部改正

運転免許課長から、5月21日施行予定である山口県道路交通規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

(4) 山口県公安委員会の文書例式等に関する規程及び警察署用公安委員会公印の使用に関する内規の一部改正

運転免許課長から、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程及び警察署用公安委員会公印の使用に関する内規の一部改正について説明を受け、決裁した。

(5) 車両の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する内規の一部改正

交通指導課長から、放置違反金納付命令に係る公示の方法等の見直しにより、公安委員会内規を改正する旨の説明を受け、決裁した。

(6) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正

警務課企画室長から、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則を一部改正する旨の説明を受け、決裁した。

(7) 山口県迷惑行為防止条例の規定による客待ち禁止地域の指定

生活安全企画課補佐から、山口県迷惑行為防止条例の規定による客待ち禁止地域の指定について説明を受け、決裁した。

(8) 不利益処分の様式に関する内規の一部改正

生活安全企画課補佐から、山口県警察の生活安全部門が所管する法令に基づく不利益処分の様式に関する内規の一部改正について説明を受け、決裁した。

(9) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

地域企画課長から、令和8年2月5日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

2 報告概要

(1) 警察署協議会委員の退任意向

公安委員会会務官から、警察署協議会委員の退任意向について報告を受けた。

(2) 山口県公安委員会事務の専決状況

組織犯罪対策課長から、1月～3月中の組織犯罪対策課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。